平成２７年（フ）第２０５８号
札幌市白石区東札幌１条４丁目２番13号
債務者　北橋慶一郎
1　決定年月日時　平成27年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２０６６号
北海道恵庭市島松本町３丁目14番３―103号
債務者　冨永奈保美
1　決定年月日時　平成27年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２０６８号
札幌市中央区南14条西15丁目１番３号　ヴェルデ山鼻303号
債務者　渡辺　真帆（旧姓熊谷）
1　決定年月日時　平成27年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２０７０号
札幌市中央区南７条西13丁目３番26号　ハイツソフィアＡ303号
債務者　福沢真利子
1　決定年月日時　平成27年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２０７３号
札幌市北区麻生町６丁目９番６―306号
債務者　井家　敏博
1　決定年月日時　平成27年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２０８６号
札幌市東区北40条東５丁目１番25号　あやめマンション201号
債務者　緑川　政之
1　決定年月日時　平成27年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２０９１号
札幌市白石区東札幌１条１丁目４番13―401号
債務者　小山　敏章
1　決定年月日時　平成27年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２１７０号
札幌市北区北14条西３丁目１番１―406号
債務者　中嶋　新子
1　決定年月日時　平成27年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３０６号
盛岡市肴町13番31―309号、旧住所盛岡市大通２丁目８番１号　レオパレスａｉ109号
債務者　櫻田　将志
1　決定年月日時　平成27年12月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第３５６号
岩手県花巻市浅沢119番地９
債務者　金崎　静子
1　決定年月日時　平成27年12月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第１７６号
松江市下東川津町699番地４　Ａ棟205号室
債務者　石亀　佳代
1　決定年月日時　平成28年１月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１８２７号
福岡県糸島市浦志２丁目５番１号　３
債務者　上田　富美
1　決定年月日時　平成27年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１７８０号
愛知県知多郡東浦町大字森岡字森の里105番地　ティアラM102号
債務者　ヌネスゴメス・エジガルこと　ＮＵＮＥＳ　ＧＯＭＥＳ　ＥＤＧＡＲＤ
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１８６１号
愛知県あま市甚目寺稲荷83番地
債務者　林　都久子
1　決定年月日時　平成27年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１８７３号
名古屋市中村区太閤１丁目９番21号　メゾンナカシマ306号
債務者　平敷ロゼリこと　ＨＩＲＡＳＨＩＫＥ　ＲＯＳＥＬＩ
1　決定年月日時　平成27年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２９３号
愛知県一宮市木曽川町里小牧字寺北38―３、住民票上の住所愛知県一宮市光明寺字辻河原24番地１
債務者　植田　智勝
1　決定年月日時　平成28年１月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第２９４号
愛知県一宮市光明寺字辻河原24―１、住民票上の住所愛知県一宮市笹野字二本茶木37番地
債務者　植田　智昭
1　決定年月日時　平成28年１月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
名古屋地方裁判所一宮支部